令和７年４月１日より

入院時の食費の負担額が変わります

入院時１食あたりの負担額

<table>
<tr><th colspan="3">対象者</th><th>これまで</th><th>令和７年
４月１日より</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">B、C、Dのいずれにも該当しない方</td><td>490円</td><td>510円</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">C、Dのいずれにも該当しない
小児慢性特定疾病児童等
又は指定特定医療を受ける
指定難病患者</td><td>280円</td><td>300円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">低所得者Ⅱ
(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第42条第1項第5号、同条第3項第5号又は同条第4項第5号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。)</td><td>過去1年間の
入院期間が
90日以内</td><td>230円</td><td>240円</td></tr>
<tr><td>過去1年間の
入院期間が
90日超</td><td>180円</td><td>190円</td></tr>
<tr><td>D</td><td colspan="2">低所得者Ⅰ
(健康保険法施行令第42条第3項第6号又は同条第4項第6号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。)</td><td>110円</td><td>110円</td></tr>
</table>

※ 標準負担額については平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。